

令和元年第6回定例教育委員会

令和元年6月28日(金)午後2時41分

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	月田健二	説明員	教育部長	萬直樹
	委員	支部英孝		教育部次長	伊藤忠信
	委員	橋本幸子		学校教育支援室長	
	委員	林大輔			谷口圭吾
	委員	須田壽美江		総務課長	近藤澄人
				学校教育課長	廣田修行
				教育支援課長	松井正行
				給食センター長	鈴木知幸
				対雁調理場長	佐藤友彦
				生涯学習課長	天野保則
				スポーツ課長	三浦洋史
				スポーツ課参事	遠藤毅
				情報図書館長	山本則行
				郷土資料館長	榎田智幸
				郷土資料館主幹	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	嶋中健一
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和元年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 江別市通学路安全推進連絡会議設置要綱の改正について
- (3) ラグビーワールドカップに向けた取り組みについて

2 審議事項

- (1) 令和元年議案第36号  
江別市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- (2) 令和元年議案第37号  
江別市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和元年議案第38号  
江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について
- (4) 令和元年議案第39号  
指定管理施設の更新について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和元年第7回定例教育委員会の日程について

会 議 録

<p>月田教育長</p>	<p>(開会)          ただいまから、令和元年第6回定例教育委員会を開会いたします。          本日の議事日程は、配付のとおりであります。          会議に先立ち、本日の会議録署名人を、橋本委員にお願いいたします。          それでは、議事に入ります。          1の報告事項(1)令和元年第2回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求め          ます。</p>
<p>萬教育部長</p>	<p>萬教育部長お願いします。          令和元年第2回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。          教育委員会関係分は1名で、6月18日に裏議員から犯罪から子供を守る取り組みにつ          いて3点の一般質問がありました。          まず、1点目の警察や学校が把握した不審者情報を共有する仕組みについての質問への          答弁では、市教委では、これまでも警察や市内の全小中学校、高校及び市子育て支援課で          構成する江別市指導連絡会の仕組みを通じて、ファクスや電子メールで情報を共有してい          る。また、平成30年8月の文科省からの通知を受け、警察や関係機関と連携体制につい          て改めて確認しており、今後も確実に共有されるよう努めていくと答えています。          2点目の子供を犯罪から守るためのこれまでの取り組みについての質問への答弁では、          市は、平成23年に江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例を制定し、          市、市教委、市民、事業者及び関係団体が協力するとともに、江別警察署や江別防犯協会          と連携する中で地域の防犯活動が行われている。市教委でも、小学校1年生全員への防          犯ブザーの配付や、少年育成委員などによる登下校時等のパトロール、子ども110番の          家の取り組みなどを行っている。また、学校でも児童生徒の防犯意識の育成、教職員への          不審者侵入対策の徹底、PTAや地域と連携した見守り活動を行っている。今後も、警察、          学校及び関係機関と連携した情報共有の仕組みの下、子供を犯罪から守る取り組みの充実          に努めていくと答えています。          3点目の子ども110番の家の取り組みと現状における課題についての質問に対する答          弁では、子ども110番の家については平成13年度から導入し、平成30年度末現在で          1,075件の個人や事業所に登録していただいております。登録者には、プレートの掲示の          ほか、児童生徒から助けを求められた際の警察等への連絡や安全確保に協力をお願いして          いるが、登録者数が少ない校区もあり一定数を確保することが必要であると考えている。          今後、コミュニティ・スクールの仕組みなどを活用し、積極的に働き掛けを行っていく。          また、引き続き、登録者への継続意思の確認の際に対応の手引きを配付し、子ども110          番の家の役割を再確認していただくことなどにより、犯罪から子供を守る取り組みを進め          ていく。さらに、児童生徒に対しては登下校の安全指導の中で、逃げ込み方の指導、危険          から身を守るための方法を指導するなど防犯教育の充実にも努めていくと答えています。          以上であります。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>ただいま報告のありました、令和元年第2回江別市議会定例会の一般質問について、質          問等がございましたらお受けします。</p>
<p>須田委員</p>	<p>子ども110番の家の取り組みについてですが、私の家も子ども110番の家として登          録しており、プレートの掲示を行っております。実際のところ、今までに子ども110番          の家に駆け込んだ子供はいたのでしょうか。</p>
<p>松井教育支援 課長</p>	<p>子ども110番の家の取り組みが始まって以降、実際に子供が駆け込んだという事例は          ございません。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>ほかに質問等はございませんか。          (質疑終了)</p>
<p></p>	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。          (一同了承)</p>
<p></p>	<p>次に、報告事項(2)江別市通学路安全推進連絡会議設置要綱の改正についての報告を          求めます。          松井教育支援課長お願いします。</p>

松井教育支援課長	<p>報告事項（２）江別市通学路安全推進連絡会議設置要綱の改正について、ご説明いたします。</p> <p>江別市通学路安全推進連絡会議設置要綱は、江別市内の通学路における交通安全の確保の取り組みを着実かつ効果的に推進するため、連絡会議において、通学路に係る課題についての連絡調整及び情報交換を図ることを目的に制定しております。</p> <p>今回の改正理由であります、平成30年及び令和元年の2年にわたり、通学路において児童が殺傷される事件が続けて発生したことから、連絡会議で毎年実施している通学路の合同点検について、交通安全の確保だけではなく、防犯の観点についても取り入れるため、構成員に北海道札幌方面江別警察署生活安全課長を追加するほか、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>改正後の要綱の内容につきましては、1ページに記載のとおりであります。</p> <p>詳しくは、新旧対照表に基づきご説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>ページの左側が改正前、右側が改正後であります。下線のある部分が改正箇所を示しております。</p> <p>主な改正内容についてですが、目的を定める第2条の基本方針の名称を江別市通学路交通安全プログラムから江別市通学路安全プログラムに改めたほか、第3条に掲げる組織について、構成員に江別警察署生活安全課長などを追加しております。</p> <p>なお附則において、この要綱は令和元年7月1日から施行することとしております。</p> <p>4ページ及び5ページの江別市通学路安全プログラムは、本連絡会議において、平成26年に通学路の交通安全の観点から作成され、本プログラムに基づき通学路の安全確保に向けた取り組みを行ってきたところであります。今回、防犯の観点も取り入れるため、3の取り組み方針に防犯の観点も取り入れた上で本年6月に改正しております。</p> <p>以上です。</p>
月田教育長	<p>ただいま報告のありました、江別市通学路安全推進連絡会議設置要綱の改正について、質問等がございましたらお受けします。</p>
松井教育支援課長 橋本委員	<p>私から確認ですが、全市町村がこのような改正をすることになるのでしょうか。</p> <p>国からは、そのような通知があるわけではありませんが、このたびの川崎市における児童殺傷事件を受け、江別市独自で改正をしたものであります。</p> <p>今回の改正により、ますますしっかりと確認できるような組織になるのではないかと思います。</p>
月田教育長 林委員	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>定期的な合同点検をするということで、例えば、交通安全の観点からは道路の状況ですとか、点検に当たっては、建物の老朽化なども含めていろいろな観点があると思うのですが、防犯の観点からの危険性と言うと、どのようなことが想定されるのでしょうか。</p>
松井教育支援課長	<p>防犯の観点につきましては、警察等から届いた不審者情報を基に不審者情報マップを作成しており、不審者が出没した地点等を確認しております。また、通学路の枝道や人通りの少ないところ等については、今後におきましても警察等と連携を取りながら確認していきたいと考えております。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>（質疑終了）</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>次に、報告事項（３）ラグビーワールドカップに向けた取り組みについての報告を求めます。</p> <p>遠藤スポーツ課参事お願いします。</p> <p>私から、報告事項（３）ラグビーワールドカップに向けた取り組みについてご報告いたします。</p> <p>1のラグビー交流事業の実施につきまして、（1）では市がこれまで実施してきたラグビーに関連した交流事業を掲載しています。</p> <p>まず初めに、昨年6月に①のオーストラリア7人制ラグビーチームによる市内高校生ラグビー部員を対象としたラグビークリニックを実施しました。次に②として、昨年9月と</p>

<p>月田教育長</p> <p>支部委員</p> <p>月田教育長</p> <p>近藤総務課長</p>	<p>11月に大麻西小学校でタグラグビー出前授業を実施しました。次に③として、オーストラリア代表ヘッドコーチが昨年10月に江別市を訪れ、このときに開催されていた小中学生のラグビー大会を視察しています。次に④として、今年の2月にオーストラリアのロナルド・グリーン領事を招いた江別市とオーストラリアの経済・文化交流会を開催しています。次の⑤から今年度の事業となりますが、今月、オーストラリアの大学女子7人制ラグビーチームが江別第一小学校を訪問し、児童との交流を行いました。</p> <p>次の⑥は、今月、東野幌小学校でタグラグビー出前授業を実施いたしました。今年度は、このほかに野幌小学校、江別太小学校、大麻西小学校においても出前授業を実施予定であります。</p> <p>次に、(2)の今後実施予定の事業であります。①のタグラグビー体験会は、7月27日土曜日に都市と農村の交流センターえみくるを会場とし、北海道のラグビーチームである北海道バーバリアンズのオーストラリア出身コーチが参加して市内小学校の児童を対象に開催するもので、タグラグビーの体験と参加者全員での交流会を実施する予定です。</p> <p>②のオーストラリアの大学、高校と市内の大学、高校とのラグビー交流について、大学はニューイングランド大学のラグビーチームと酪農学園大学などの学生とのラグビー交流を、高校はクランブルックスクールと立命館慶祥高校などの学生とラグビー交流をそれぞれ行う予定です。</p> <p>次に、2の大会の啓発・機運の醸成等としまして、資料に記載のとおり、江別市役所本庁舎1階の案内窓口横にラグビーワールドカップのPRコーナーを設置しております。また、本庁舎の前庭にはPR看板を設置し、併せて市内公民館やJRの各駅にPR用ののぼりを設置しております。</p> <p>なお、現在調整中ではありますが、試合当日はオーストラリア対フィジーの試合について、市内でパブリックビューイングを実施し、多くの市民が観戦、応援できるようにしていきたいと考えております。</p> <p>次に3のその他ですが、公認チームキャンプ地の会場整備につきましては、大会組織委員会と調整しながら準備を進めているところです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、ラグビーワールドカップに向けた取り組みについて、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>今、パブリックビューイングのお話がありましたが、周知をしっかりといただき、試合会場に行けない市民の方々も、江別市でキャンプをしたチームの応援をしてもらえるようになればいいと思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>このような形で取り組みを進めているということですね。</p> <p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p> <p>審議事項(1)令和元年議案第36号 江別市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p> <p>議案第36号 江別市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由であります。健康増進法の一部を改正する法律の趣旨等を踏まえ、令和元年7月1日から、受動喫煙対策として、原則として全ての市所管施設の建物内及びその敷地内が全面禁煙となることから、教育部が所管する施設に係る関係規則について所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正規則につきましては2ページに記載のとおりであり、これら5件の規則の施行期日は、令和元年7月1日としております。</p> <p>3ページは新旧対照表ですが、ページの左側は改正前、右側は改正後であり、下線のあ</p>
---	--

月田教育長	<p>る部分が改正箇所を示しております。</p> <p>3 ページが公民館、4 ページが情報図書館、5 ページが市民文化ホール、6 ページが旧町村農場、7 ページが体育施設であり、それぞれの規則において、入場者を入場者等に改めるほか、館内を敷地内などに改めております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p>
近藤総務課長	<p>私から確認ですが、もし喫煙しても、江別市においては罰則はないのでしょうか。</p> <p>今回、江別市ではこのような対応をするところですが、特に、罰則を設けるということまでは想定していないと伺っております。</p>
月田教育長 橋本委員 山本情報図書館長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>そもそも、情報図書館に喫煙できる場所はあったのでしょうか。</p> <p>館内はもちろん禁煙ですが、屋外に灰皿を置いている場所がありまして、今回の敷地内禁煙に合わせて撤去するという形になります。</p>
月田教育長 須田委員 近藤総務課長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>喫煙している人を見つけた場合の対処は、どのような形になるのでしょうか。</p> <p>全庁的に言えることですが、施設を管理する部署に苦情等が入ることになりますので、それぞれの担当部署において、注意をするなどの対応が求められてくるものと考えております。</p>
林委員 近藤総務課長	<p>車の中では吸えるのですか。</p> <p>広報えべつ6月号でも取り上げられていますが、駐車している自動車の中でたばこを吸うことも敷地内の喫煙に当たるという考えの下で、7月1日からは車中を含む敷地内禁煙が実施されることとなります。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、令和元年議案第36号 江別市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
近藤総務課長	<p>次に、(2) 令和元年議案第37号 江別市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p> <p>議案第37号 江別市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>1の改正理由であります。一つ目に今ほどご承認いただきました議案第36号でもご説明しました、令和元年7月1日から、原則として全ての市所管施設の建物内及びその敷地内が全面禁煙となること。二つ目に令和元年7月1日付け人事異動の内示があったことから、組織変更に伴う所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正規則につきましては2ページに記載のとおりであり、規則の施行期日は、令和元年7月1日としております。</p> <p>3ページは新旧対照表であり、ページの左側は改正前、右側は改正後であり、下線のある部分が改正箇所を示しております。</p> <p>第5条の遵守事項では、入館者を入館者等に改めるほか、喫煙をしないことを、敷地内で喫煙しないことに改めております。</p> <p>また、第8条の職員及び職務では、新設される参事を追加しております。</p>
月田教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和元年議案第37号 江別市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>

近藤総務課長	次に、(3) 令和元年議案第38号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。
	近藤総務課長お願いします。
	議案第38号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。
	令和元年7月1日付け人事異動の内示がありましたが、組織変更に伴い、郷土資料館に、セラミックアートセンター事業を担当する参事が新設されることから所要の改正を行うものであります。
	2の改正規程につきましては、2ページに記載のとおりであり、規程の施行期日は、令和元年7月1日としております。
	3ページは新旧対照表であり、ページの左側は改正前、右側は改正後であり、下線のある部分が改正箇所を示しております。
月田教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。
	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。
	(質疑なし)
	それでは、令和元年議案第38号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。
	(一同了承)
	それでは、そのように承認いたします。
天野生涯学習課長	次に、(4) 令和元年議案第39号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。
	天野生涯学習課長お願いします。
	議案第39号の指定管理施設の更新についてご説明いたします。
	平成20年4月から指定管理者制度を導入しております、生涯学習課が所管する施設につきまして、令和2年3月31日で4年間の指定管理期間が終了することから、令和2年度からの指定管理者の募集をいたします。
	施設名は旧町村農場です。
	募集方法、現指定管理者名及び指定期間につきましては、記載のとおりであります。
	続いて、対象施設の概要とスケジュールにつきましてご説明いたしますので、次ページをご覧ください。
	まず、1の令和元年度指定管理者制度更新手続対象施設であります、所在地、開設年月などの内容を記載しておりますので、ご参照願ひます。
	次に、2の指定管理者の更新等に係るスケジュールでございますが、7月上旬に広報えべつ及び市のホームページで更新施設を公表した後、7月26日から募集要項を配布し、8月上旬に説明会を行い、9月6日に申込みの受付を締め切る予定です。
	9月下旬から10月中旬に掛けて指定管理者選定委員会が開催される予定であり、事業者からのプレゼンテーションを経た後、指定管理者となる事業者の選定が行われます。
	11月上旬には仮協定書を締結し、12月の定例市議会にて指定の議決をいただく予定であります。
	その後、年度協定書など手続きに必要な準備をし、来年4月から新たに選定された指定管理者による管理・運営が開始されることとなります。
月田教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。
	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。
	(質疑なし)
	それでは、令和元年議案第39号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。
	(一同了承)
	それでは、そのように承認いたします。
	続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願ひます。
近藤総務課長	近藤総務課長お願いします。
	次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、財産の取得(小学校教育用コンピュータ機器)についてなどを予定しております。

月田教育長	<p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、7月25日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は7月25日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第6回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>
-------	--

終了 午後3時13分

署名人（教育長） 月 田 健 二

署 名 人 橋 本 幸 子